

## 野々市市公共工事前金払取扱要領

平成 14 年 9 月 20 日決裁

改正 平成 17 年 5 月 11 日決裁

改正 平成 22 年 2 月 12 日決裁

改正 平成 28 年 3 月 28 日野々市市告示第 45 号

改正 令和 6 年 9 月 6 日決裁

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条第 1 項の規定による公共工事に要する経費の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (前金払の対象となる公共工事)

第 2 条 前金払の対象となる公共工事は、公共工事前金払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する公共工事（1 件当たりの請負金額が 200 万円以上の公共工事に限る。）とする。

### (前金払の金額)

第 3 条 前金払の金額は、土木建築に関する工事については請負金額の 10 分の 4（土木建築に関する工事の設計及び調査にあつては 10 分の 3）以内の金額、測量については請負金額の 10 分の 3 以内の金額とする。

2 前項の規定による金額が 10 万円未満のとき又は同項の規定による金額に 10 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (前金払の請求)

第 4 条 前金払を受けようとする請負者は、請求書に法第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社が発行する保証書（以下「保証書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 請負者は、前項の規定による保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、請負者は、当該保証書を提出したものとみなす。

### (中間前金払)

第 5 条 中間前金払の対象となる公共工事は、前条の規定に基づき請求を受けて前金払をした法第 2 条第 1 項に掲げる公共工事であつて、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上に相当するものであること。

2 中間前金払の金額は、請負金額の 10 分の 2 以内の金額とする。ただし、前金払及び中間前金払の合計額は、請負金額の 10 分の 6 を超えない金額とする。

3 第3条第2項の規定は、中間前金払の金額について準用する。

(中間前金払に係る認定)

第6条 中間前金払を受けようとする請負者はあらかじめ中間前金払認定請求書(別記様式第1号)に工事の履行状況を記載した工事工程表を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条第1項各号に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、適当と認めるときは、中間前金払認定調書(別記様式第2号)により当該請負者に通知するものとする。

(中間前金払の請求)

第7条 前条第2項に規定する中間前金払認定調書の通知を受けた請負者は、請求書に保証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 請負者は、前項の保証書の提出に代えて、第4条第2項の方法でも提出することができる。

(複数年度にわたる契約における前金払及び中間前金払の特例)

第8条 債務負担行為又は繰越によって複数年度にわたる契約の前金払及び中間前金払については、当該会計年度の出来高予定額について、第5条の規定を準用する。

(部分払いにおける中間前金払の制限)

第9条 複数年度にわたる契約の会計年度末における部分払いを除き、部分払いを行うものについては、中間前金払の対象としない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、前金払の取扱いについては、請負契約約款に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年5月11日決裁)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年2月12日決裁)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日野々市市告示第45号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月6日決裁)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

## 中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 金 額	
契 約 年 月 日	
摘 要	前払金受領額 ￥ 一 前払受領日 年 月 日
<p>上記の工事について、中間前金払の請求をしたいので要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>野々市市長 宛</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住所 代表者氏名 ㊟</p>	

(注) 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員すべてが記名押印のこと。

## 中間前金払認定調書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 金 額	
契 約 年 月 日	
摘 要	前払金受領額 ￥ 一 前払金受領日 年 月 日
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を（具備していること・具備していないこと）を認定する。</p> <p>請負者 住所 代表者氏名 様</p> <p>年 月 日</p> <p>野々市市長 ④</p>	